

答申第 280 号

平成 17 年 8 月 10 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 11 月 17 日付けで諮問された火薬類（煙火）消費許可申請書等一部非公開の件（諮問第 325 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の花火の打揚げに係る火薬類（煙火）消費許可申請書及びその添付書類のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。

- (1) 火薬類（煙火）消費計画書及び煙火打揚従事者名簿に記載された消費現場責任者の年齢
- (2) 特定のコンサート花火タイムスケジュールに記載された特定の法人の代表者、曳船及び警戒船の携帯電話番号
- (3) 煙火打揚従事者名簿及び煙火打上従事者一覧表に記載された煙火打揚従事者の氏名、更新年月日及び交付年月日並びに一部の煙火打揚従事者の生まれた年及び特定の法人の代表者の住所

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の花火の打揚げ（以下「本件打揚げ」という。）に係る火薬類（煙火）消費許可申請書及びその添付書類（以下「本件行政文書」と総称する。）について、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成16年8月25日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 条例第5条第1号該当の点について

- (ア) 火薬類（煙火）消費計画書に記載された消費現場責任者の年齢は、本人がインターネット上で公表しているため、公知のものであり、公開すべきである。
- (イ) 煙火打揚従事者というものは、基本的に会社法人に対して認められている資格であって、個人向けに認められている資格ではない。したがって、煙火打揚従事者名簿に記載された情報は、法人等に関する情報であって、個人に関する情報ではない。
- (ウ) 個人情報に関する最近の司法の判断は、大阪地裁平成4年（行ウ）第47号事件の平成9年3月25日判決及び東京高裁平成13年（行コ）

第 67 号・同第 114 号事件の平成 13 年 12 月 20 日判決にも見られるように、「公務員にとどまらず私人の個人情報であっても行政とのかかわりにおいてプライバシーと無関係か、非公開として保護するに値しない場合には『個人情報』にはあたらない」と判断する判決が続いており、「個人情報」というものを行政が字義どおりの解釈をしてしまうと、プライバシーの保護という本来の趣旨を超えて、非公開とする範囲が、意味もなくあまりにも広くなりすぎてしまい、県民の知る権利が不当に侵害を受ける事態となってしまうため、情報の内容が私的な領域に含まれず、真に個人情報として保護すべき情報といえないものは、条例にいう「個人情報」に該当しないとするのが、今日の司法の判断の基準である。

したがって、煙火打揚従事者名簿及び煙火打上従事者一覧表（以下「煙火打揚従事者名簿等」と総称する。）に記載された氏名、更新年月日及び交付年月日は、それが公開されても、所属する法人の業務に係る情報以外の、プライバシー又は個人生活に関する権利や利益が侵害されることになるとはおよそ考えられないことから、公開すべきである。

また、煙火打揚従事者名簿等に記載された住所、年齢及び生年月日の一部については、法人登記簿に記載されていたり、インターネット等に自ら公表している事実があり、こうした情報は、公知情報として公開されるべきである。

(エ) 逗子市などの自治体では、煙火打揚従事者名簿等に記載された氏名等について、当日の煙火打揚従事予定者以外の氏名等も、情報公開を行っている。

(オ) 特定のコンサート花火タイムスケジュール及び緊急連絡体制図に記載された関係者の携帯電話番号（以下「本件携帯電話番号」という。）が非公開となったが、個人の私的使用のためのものなのか、業務用なのか、電話会社で契約名義を調べ、使用量や通話先明細記録等を調べなければ判断できないはずである。

本件携帯電話番号は、法人が催事を開催し、仕事で使う臨時電話の

代用として使用されるものであり、主たる使用目的は、公的な使用にあるといえる。したがって、本件携帯電話番号は、個人に関する情報に該当するものではなく、むしろ法人等に関する情報であり、それが公開されることで、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないため、公開すべきである。

また、本件打揚げは、知事の許可が必要なほどの大量の火薬を取り扱うという、関係者や周辺住民にとって極めて危険なものであり、一般人が危険を発見した場合、本件携帯電話番号に連絡する以外に危険を回避する手段がないということも考えられる。したがって、本件携帯電話番号は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが不可欠である。

(カ) 火薬類(煙火)消費計画書に記載された消費現場責任者の住所欄には、当該消費現場責任者が所属する法人の所在地が記載されており、法人の所在地は、条例第5条第2号の法人等に関する情報であり、公知のものであるため、公開すべきである。

イ その他

本件処分を行った実施機関の職員の行為は、「職権濫用行為」に当たり、県民の官職への信用を傷つけるものであって、地方公務員法第30条「服務の根本基準」、同法第33条「信用失墜行為の禁止」に違反していることは明らかであり、また、不当に国民の知る権利を妨害したことにより、刑法第193条「公務員職権濫用罪」によって、「2年以下の懲役又は禁固」に処せられるべきである。

また、日本国憲法第15条第1号では、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定されているため、職権を濫用した実施機関の悪質な職員が罷免されることを求める。

3 実施機関(地域県政総合センター〔旧地区行政センター〕)の説明要旨 実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定のコンサート演出のため、本件打揚げの主催者が

火薬類取締法第 25 条の規定に基づき、火薬類消費について知事の許可を得るために提出した火薬類(煙火)消費許可申請書及びその添付書類である。

(2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 条例第 5 条第 1 号該当性について

(ア) 本件行政文書のうち、次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるので、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

a 消費現場責任者の住所及び年齢

b 煙火打揚従事者名簿等に記載された煙火打揚従事者の氏名、年齢、生年月日、住所、更新年月日及び交付年月日

(イ) 本件携帯電話番号は、仮設会場内における催事の円滑な進行と煙火打揚げの事故の危険防止の観点から、タイムスケジュールに係る各部門間の連絡のために用いるものである。携帯電話は、所有者の名義のいかんを問わず、現に所持する個人が専らに使用する機能を目的としていることから、極めて私的な通信機能を有するものとして、広く社会的に認知されている。そのため、携帯電話番号についても、所持者の裁量で所持者が認める目的の範囲で、自ら番号を教える相手を選択することが、社会的慣行として確立していることから、本件携帯電話番号は条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

(ア) 前記ア(ア)に掲げる情報及び本件携帯電話番号は、条例第 5 条第 1 号ただし書ア又はウのいずれにも該当しない。

(イ) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について

煙火打揚従事者名簿等に記載された煙火打揚従事者の氏名、年齢、生年月日、住所、更新年月日及び交付年月日は、煙火打揚従事者手帳を作成している特定の社団法人が一般に公表しているものとは認められず、同号ただし書イに該当しない。

(ウ) 条例第 5 条第 1 号ただし書エ該当性について

a 火薬類消費の各部署等における責任の所在は、現場責任者等の氏名等が公開されることにより明確になることから、消費現場責任者

の住所及び年齢は、同号ただし書工に該当しない。

b 各関係部門の連絡責任者の氏名、企業名、船名等を公開し、さらに固定電話番号を公開していることにより、火薬類消費の各部署等における責任の所在は明確となることから、本件携帯電話番号は、同号ただし書工に該当しない。

c 煙火打揚従事者名簿等に記載された煙火打揚従事者の氏名、年齢、生年月日及び住所は、火薬類消費の各部署等における責任の所在を明確にするために記載されたものではなく、同号ただし書工に該当しない。

4 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定のコンサート演出のため、本件打揚げの主催者が火薬類取締法第25条の規定に基づき、火薬類消費について知事の許可を得るために提出した火薬類(煙火)消費許可申請書及びその添付書類である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

- a 火薬類（煙火）消費計画書に記載された消費現場責任者の住所及び年齢
 - b 煙火打揚従事者名簿等に記載された煙火打揚従事者の氏名、年齢、生年月日、住所、更新年月及び交付年月日
- (ウ) 特定の個人に対する連絡先として記載された携帯電話番号のうち、特定の法人の代表者の携帯電話番号を除いたもの（以下「個人携帯電話番号」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるので、同号本文に該当すると判断する。
- (エ) 特定の法人の代表者の携帯電話番号は、法人の代表者としての職務を果たすために使用されるものと解されることから、法人等に関する情報であると認められる。また、曳船及び警戒船の携帯電話番号は、個人名が記載されていないことから、法人等に関する情報であると認められる。したがって、特定の法人の代表者、曳船及び警戒船の携帯電話番号は、個人に関する情報とは認められず、同号本文に該当しないと判断する。
- (オ) 不服申立人は、煙火打揚従事者というものは基本的に会社法人に対して認められている資格であって、個人向けに認められている資格ではないので、煙火打揚従事者名簿等に記載されている情報は法人等に関する情報であって、個人に関する情報ではないと主張している。
- しかし、煙火打揚従事者名簿等に記載されているのは、煙火打揚従事者の氏名、年齢、生年月日、住所、更新年月及び交付年月日であり、個人情報であることは明らかであるので、不服申立人の主張は認められない。
- (カ) 不服申立人は、大阪地裁平成4年（行ウ）第47号事件の平成9年3月25日判決及び東京高裁平成13年（行コ）第67号・同第114号事件の平成13年12月20日判決を引用して、「個人情報」というものを行政が字義どおりの解釈をしてしまうと、プライバシーの保護という本来の趣旨を超えて、非公開とする範囲が、意味もなくあまりにも広くなりすぎてしまい、県民の知る権利が不当に侵害を受ける事態と

なってしまうため、情報の内容が私的な領域に含まれず、真に個人情報として保護すべき情報といえないものは、条例にいう「個人情報」に該当しないため、公開すべきである旨主張している。

しかし、前記（ア）で述べたとおり、条例第5条第1号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解されることからすると、前記（イ）に掲げる情報及び個人携帯電話番号が同号本文に該当することは明らかである。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

（ア）条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

（イ）条例第5条第1号ただし書ア該当性について

煙火打揚従事者名簿等に記載された住所のうち、特定の法人の代表者の住所については、法人登記簿に記載があり、商業登記法第10条第1項の規定により何人でも閲覧することができるのとされている情報であるため、条例第5条第1号ただし書アに該当すると判断する。

（ウ）条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書イは、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については公開することを規定している。

b 不服申立人は、火薬類（煙火）消費計画書に記載された消費現場責任者の住所欄には、消費現場責任者が所属する法人の所在地が記載されており、法人の所在地は条例第5条第2号の法人等に関する情報であり、公知のものであるため、公開すべきであると主張している。しかし、火薬類（煙火）消費計画書の消費現場責任者の住所欄は、法人の所在地を記載する欄ではなく、また、消費現場責任者の住所が一般に公表されている事実も認められないため、消費現場責任者の住所は、同号ただし書イに該当しないと判断する。

c 火薬類（煙火）消費計画書及び煙火打揚従事者名簿に記載された消費現場責任者の年齢に関しては、消費現場責任者が所属する法人

のホームページで消費現場責任者の生まれた年を公開しており、生まれた年が公開されていれば、年齢を容易に計算し得ることが認められる。したがって、消費現場責任者の年齢は、慣行として公にされている情報と認められるので、同号ただし書イに該当すると判断する。

- d 煙火打上従事者一覧表に記載された煙火打揚従事者の住所及び生年月日に関して、一部の煙火打揚従事者の住所及び年齢については、ホームページで公開されていることが認められる。

しかし、ホームページで公開されている当該煙火打揚従事者の住所は煙火打上従事者一覧表に記載された住所と同一ではなく、また、煙火打揚従事者の年齢が公開されていても、生まれた年は容易に計算し得るが月日は分からない。したがって、煙火打揚従事者の住所及び生まれた月日は、慣行として公にされている情報と認められないので、同号ただし書イに該当しないが、煙火打揚従事者の生まれた年は、慣行として公にされている情報と認められるので、同号ただし書イに該当すると判断する。

- e 当審査会が確認したところ、煙火打揚従事者名簿等に記載された煙火打揚従事者の氏名、年齢、生年月日、住所、更新年月及び交付年月日のうち、煙火打揚従事者の氏名、更新年月及び交付年月日については、逗子市長が既にこれを情報公開していることが認められる。したがって、煙火打揚従事者名簿等に記載された煙火打揚従事者の氏名、更新年月及び交付年月日は、慣行として公にされている情報と認められるので、同号ただし書イに該当すると判断する。

(エ) 前記ア(イ)に掲げる情報及び個人携帯電話番号は、同号ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められないので、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

(オ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

- a 条例第5条第1号ただし書エは、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については公開すること

を規定している。

- b 不服申立人は、本件打揚げが、関係者や周辺住民にとって極めて危険なものであり、一般人が危険を発見した場合、本件携帯電話番号に連絡する以外に危険を回避する手段がないということも考えられることから、本件携帯電話番号は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要である旨主張している。

しかし、緊急連絡体制図において、主催者の氏名及び携帯電話番号並びに代表責任者、煙火保安責任者及び煙火連絡責任者の氏名及び固定電話番号が公開されており、一般人が危険を発見した場合に、これらの電話番号に連絡することが可能であることからすると、個人携帯電話番号は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要な情報とまでは認められず、同号ただし書に該当しないと判断する。

(3) 条例第6条第1項該当性について

ア 条例第6条第1項は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、それらを「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」は、非公開情報に係る部分を除いて、公開しなければならないと規定している。

イ 本件行政文書については、当審査会が前記(2)において非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容を考慮すると、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。

(4) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 16 年 11 月 17 日	諮問
12 月 6 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成 17 年 1 月 14 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
1 月 17 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
2 月 25 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
3 月 29 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書の補足を受理
5 月 25 日 (第 42 回部会)	審議
6 月 13 日 (第 43 回部会)	審議
7 月 11 日 (第 44 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	首都大学東京教授	部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成17年8月10日現在）（五十音順）